

Client Alert

2019年5月号 (Vol.65)

1. はじめに
2. 知的財産法：欧州議会で改正著作権指令が成立
3. 競争法 / 独禁法：公取委、デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査の中間報告を公表
4. エネルギー・インフラ：FIT 制度抜本見直しに関する議論が開始される等
5. 労働法：働き方改革関連法の一部が施行される
6. 会社法：2019年6月の株主総会に向けた留意点
7. 危機管理：「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（仮）の案」における有事対応の在り方について
8. 一般民事・債権管理：元号改定に伴い企業に必要な対応について
9. M&A：経済産業省、日本企業による海外 M&A 実態調査報告書を公表
10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁、公開買付規制及び大量保有報告規制に係る「規制の事後評価」を公表
11. 税務：税務上の売買取引となる転リースに係る原リース料相当額の損金算入を認めた裁決例の公表
12. 中国・アジア（インド）：インドの非上場公開会社における株券の電子化
13. 新興国（ロシア）：近時の法改正による行政罰対象である贈賄行為の拡大
14. 国際訴訟・仲裁：スペインを被申立て国とする投資仲裁の最新動向

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2019年5月号 (Vol.65) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：欧州議会で改正著作権指令が成立

2019年3月26日、欧州議会は改正著作権指令の最終条文案を可決し、4月15日に欧州連合理事会の正式な承認も受けました。官報掲載後24ヶ月以内に、各加盟国において、当該指令を国内で実施するための立法手続を経た上で法律として適用されることとなります¹。

同改正指令案では、報道出版物の出版事業者に対する報道出版物のデジタル利用について複製権及び公衆利用可能権の付与、オンラインコンテンツシェアリングプロバ

¹ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-19-2151_en.htm

Client Alert

イダーが違法コンテンツに対して講じるべき措置について規定しており、これらの点に関して大きな議論を呼んでいました。

採択された最終条文では、報道出版物の出版事業者に対して、報道出版物のデジタル利用について複製権及び公衆利用可能権を付与することの例外規定として、「個別の単語又は非常に短い抜粋文」(individual words or very short extracts)の使用は上記出版事業者の権利の対象とはならない旨が追加されました。この結果、検索サイトが、特定の記事にスニペット付でリンクを設定したような場合であれば、ライセンス料の支払いが不要となる余地があり、既存の検索サイトへの影響は限定的なものになる可能性もあると考えられます。

また、オンラインコンテンツシェアリングプロバイダーは、アップロードされたコンテンツについて権利者の許諾を得なければならず、権利者の許諾を得ていない場合には、許諾を得る等の最善努力 (best efforts) 義務を負い、当該義務を果たさない場合には違法コンテンツに関して責任を負うものとされました。もっとも、最善努力の内容としては、特に議論を呼んでいた、違法コンテンツを自動的に検知して除去するアップロードフィルター等の特定の技術の利用を義務付けるものではないとされています²。

については、ガイドラインの公表も予定されており、欧州において第三者のコンテンツを利用したビジネスを展開する事業者は、今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhmjapan.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhmjapan.com

3. 競争法 / 独禁法：公取委、デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査の中間報告を公表

公正取引委員会(「公取委」)は、2019年1月に開始した「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査」の一環として、オンラインモール運営事業者の取引実態に関するアンケート調査、アプリストア運営事業者の取引実態に関するアンケート調査、デジタル・プラットフォームサービスの利用者(消費者)に対するアンケート調査を実施し、4月17日に中間報告を公表しました。

それぞれのアンケートについて、主な調査結果は以下のとおりです。

オンラインモールにおける事業者間取引(モールへの出店者の回答)

² <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/faq/frequently-asked-questions-copyright-reform> No.4

Client Alert

- ・ モール運営事業者による規約の一方的な変更があったとの回答が多く、変更内容が出店者に不利益なものであったとの回答も多い。
- ・ モール運営事業者が出店・出品を不承認とする場合に、理由の説明がなかったとの回答が多く、あったとしても当該説明に納得できなかったとの回答も多い。
- ・ モール運営事業者から、商品の販売価格や品揃えに関する要請や指示を受けたことがあったとの回答が一定程度あり、当該要請等の根拠について納得できなかったとの回答が多い。

アプリストアにおける事業者間取引（ストアへの出店者の回答）

- ・ スタア運営事業者による規約の一方的な変更があったとの回答が多く、変更内容が出店者に不利益なものであったとの回答も多い。
 - ・ スタア運営事業者がアプリを不承認とする場合に、理由の説明がなかったとの回答が多く、あったとしても当該説明に納得できなかったとの回答も多い。
 - ・ 出店者がストア運営事業者に支払う手数料の水準が高額であるとの回答が多い。
- デジタル・プラットフォームサービス（利用者（消費者）の回答）
- ・ デジタル・プラットフォームによる個人情報や利用データの収集、利用、管理等について、懸念を有している利用者が多く、実際に不利益を受けたと感じたことがある者も存在する。

以上のような結果について、公取委は、デジタル・プラットフォームの取引慣行等について、プラットフォームの利用事業者（出店者）との関係では、利用事業者が不当に不利益を受けていないか等について、運営事業者側の事情も含め、更なる実態の把握を行い、独禁法・競争政策上の考え方の整理を進めていくとしています。また、消費者との関係では、上記アンケート結果を踏まえつつ、対消費者取引に対する優越的地位の濫用の適用の考え方について、引き続き検討を進めていくとしています。

デジタル・プラットフォームの取引慣行に関し、公取委は、先日、宿泊予約サイトにおける宿泊施設による料金設定に関し、公取委が拘束条件付取引の疑いでサイト運営事業者に対する調査を開始する等、実態調査と並行して積極的に事件調査を行う姿勢を示しています。今後、公取委は、こうした調査を踏まえて独禁法・競争政策上の考え方を整理し、公表することになりますが、今回の中間報告に表れている公取委の問題意識は、プラットフォームの運営者・利用者を問わず、現在の事業活動に活かす余地があると思われます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com

アソシエイト 水口 あい子

☎ 03-6266-8740

✉ aiko.mizuguchi@mhmjapan.com

Client Alert

4. エネルギー・インフラ：FIT 制度抜本見直しに関する議論が開始される等

(FIT 制度見直しについて)

2019 年 4 月 22 日、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会第 13 回において、FIT 制度の抜本見直しを含む再生可能エネルギー政策の再構築に関する議論の方向性が提示されました。

具体的には、電源の特性に応じた制度の在り方の観点から、(i)国民負担の抑制に向けた打開策、(ii)固定価格買取・インバランスリスク特例・出力制御補償等により電力市場から半ば隔離されていた再生可能エネルギー電気の電力市場への統合、(iii)需給一体型の再エネ活用モデルを各地に根付かせる対応策、(iv)エネルギー政策以外の地域循環の観点からの政策的意義を考慮した、電源別・利活用モデル別の具体的な政策措置等の在り方が今後検討すべき論点として挙げられ、適正な事業規律の観点から、責任ある長期安定的な電源として必要十分な規律を検討するとともに、効率的・持続的な再エネ導入が促されるような仕組みの構築が論点であるとされています。また、次世代電力 NW への転換の観点からは、固定価格・買取義務に依拠して「量」を増やすことを最優先とした電源政策から転換を図り、競争力ある電源として電力市場・NW に統合していくことに主眼を置いた政策へと比重を移すべく、(i)系統増強費用の負担について、全国大で回収する仕組みを選択肢の 1 つとして再生可能エネルギーの適地偏在性を克服する仕組みを検討すること、(ii)柔軟かつ高度な電力システムの運用実現のための適切な調整機能の具備に関する具体策を模索すること、等が提案されています。

FIT 制度の抜本見直しに関しては、再エネ特措法上も、2020 年度末までに同法の抜本の見直しを行う旨規定されている(同法附則 2 条 3 項)ところであり、かねてから高い関心を集めていた論点です。関連する事業者は、今後の議論を注視する必要があります。

(その他)

2019 年 4 月 22 日、洋上風力促進ワーキンググループより、中間整理が公表されています³。また、同日、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン(案)」及び「一般海域における占用公募制度の運用指針(案)」も公表されており(なお、パブリックコメントについては 2019 年 5 月 5 日に締め切られています。)一般海域での洋上風力発電事業に関係する事業者は、これらの情報についても把握しておく必要があります。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhjapan.com

アソシエイト 久保 圭吾

☎ 03-6266-8975

✉ keigo.kubo@mhjapan.com

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/20190422_report.html

Client Alert

5. 労働法：働き方改革関連法の一部が施行される

2019年4月1日、働き方改革関連法の一部が施行されました。これまで、改正内容及び議論の状況は逐次本レターにてお知らせしてまいりましたが、今後は施行を受けた具体的な対応が必要となります。今回施行されたのは、働き方改革関連法のうち、労働基準法、労働安全衛生法等の改正部分となりますが、特に重要となる点は以下の点となります。

・時間外労働の上限規制

従前は告示による行政指導対象であった時間外労働の上限規制が法律に格上げされ、罰則の適用対象となりました。時間外労働の上限は原則として、1ヶ月45時間、年間360時間（労働基準法32条4項）となります。労使間による特別条項を締結すれば、年6ヶ月まで上記上限期間を延長できますが、延長できる時間にも上限があり、1ヶ月あたりの時間外労働の合計時間が100時間未満（休日労働含む）、1年間の時間外労働時間が720時間以内（同条5項）で、かつ、2ヶ月から6ヶ月の各月の平均時間数をいずれも80時間以内（休日労働含む）とする必要があります（同条6項）。

なお、経過措置として、中小事業主は2020年4月1日から適用されます。また、2019年3月31日を含む期間を定めている36協定については、当該協定に定める期間の初日から起算して1年を経過する日までの間については、従前の例によるとされている（平成30年9月7日基発0907）点もご注意ください。

・年次有給休暇の時季指定義務

年次有給休暇の付与日数が10日以上の労働者に対して、うち5日について基準日（年次有給休暇を当該年次有給休暇に係る基準日より前の日から与えることとした場合はその日）から1年以内にその時季を指定することが義務付けられました（労働基準法39条7項）。こちらでも経過措置があり、2019年4月1日以外の日にちを基準日とする労働者に係る年次有給休暇については、2019年4月1日後の最初の基準日までは従前の例によることとされている（平成30年9月7日基発0907）点もご注意ください。

上記はいずれも罰則による制裁が定められていますが、近年では働き方改革に対する社会的な注目が大きくなっていることも併せますと、上記の各義務違反によるリスクは、上記罰則の適用にとどまるものではない点にも留意する必要があります。

なお、働き方改革関連法に関する法令・告示等、リーフレット、Q&A、通達、様式等の各情報は、厚生労働省のホームページ⁴に一元的にまとめられていますので、具体的な改正内容や実務上の疑問点が生じた際の、1次的な参照資料として役立つものと思われます。

⁴ 厚生労働省 HP 「『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Client Alert

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com

アソシエイト 南谷 健太
☎ 03-6266-8540
✉ kenta.minamitani@mhmjapan.com

6. 会社法：2019年6月の株主総会に向けた留意点

5月を迎え、3月決算の各企業においては、本年6月総会に向けた準備が本格化しているものと思われます。本年6月の株主総会に向けた留意点としては、主に、2018年6月のコーポレートガバナンス・コード（「CGコード」）の改訂を踏まえた開示の拡充等、及び企業内容等の開示に関する内閣府令（「開示府令」）の改正による有価証券報告書における記載事項の拡充の2点が挙げられます。

まず、2018年6月のCGコードの改訂では、政策保有株式について、その縮減に関する方針・考え方等の開示を求める旨が明記され、また個別の保有の適否の検証内容等の開示を求める旨等が追記されました（原則1-4）。また、経営陣の選解任について、取締役会が経営陣幹部の解任を行うに当たっての方針と手続きや、当該方針と手続きを踏まえて取締役会が経営陣幹部の解任を行う際の個々の解任についての説明も、会社が主体的な情報発信を行うべき事項に該当する旨が追記されました（原則3-1（ ）、（ ））。

政策保有に関する方針、経営陣幹部の選解任の方針や手続き、経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明といった事項については、今回のCGコードの改訂を受けて、株主や投資家の関心も一層高まると考えられることから、コーポレート・ガバナンスに関する報告書における開示に留まらず、招集通知や事業報告においても積極的な開示を行うことが考えられます。また、かかる改訂に関連して、政策保有株式の保有状況や政策保有に関する方針、取締役候補の指名理由、取締役会の多様性、後継者計画の概要や進捗状況等に関する株主総会当日の質問も想定されるため、想定問答を準備する必要があります。

また、2019年1月31日付で開示府令の改正が行われたところ、その改正内容の一部については、2019年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されるため、2019年6月の株主総会前後に提出する有価証券報告書について、改正後の開示府令に基づく記載を行う必要があります。2019年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される具体的な改正内容としては、(i)役員報酬に関する開示の拡充（業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針といった報酬プログラムの説明や、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求めるもの）、(ii)政策保有株式に関する開示の拡充（政策保有株式の保有の合理性の検証方法等についての記載を求めるとともに、個別開示の対象銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大するもの）、の2点であり、かかる記載を行う有価証券報告書の内容に株主総会の事業報告の内容の

Client Alert

内容をどこまで一致させるのかや、株主総会当日の質問に備えた想定問答の準備を検討する必要があります。

このほか、各企業においては、昨年に引き続き、フェア・ディスクロージャー・ルールへの対応や機関投資家の議決権行使の動向等にも留意する必要があるため、本年6月の総会に向けた準備を行うにあたっては、上記事項と併せて確認を行う必要があるものと思われます。

パートナー 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com
アソシエイト 香川 絢奈
☎ 03-5220-1847
✉ ayana.kagawa@mhmjapan.com

7. 危機管理:「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(仮)の案」における有事対応の在り方について

経済産業省が2019年5月8日に公表した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(仮)の案」(「本ガイドライン案」)は、グループガバナンスを適切に運営・強化することを念頭に、企業単体のコーポレートガバナンス・コードを補完するものですが、グループ経営における有事対応の在り方についても言及されています。本号では、本ガイドライン案が示す有事対応の在り方において、注目される事項をご紹介します。

本ガイドライン案では、独立社外役員の果たすべき役割が強調されています。すなわち、独立社外役員は、執行陣からの独立性や会社に対する善管注意義務の観点から、通常は、ステークホルダーに対する説明責任の担い手としても適任であり、第三者委員会を設置する場合でも、その組成・委員選任・運営において主導的役割を果たすことが重要であるとし、当該事案について利害関係がない限り、独立社外役員の委員長や委員就任も有力な選択肢となり得るとしています。そして、利害関係がある場合とは、当該事案に対して具体的な関与があった場合や問題を把握しながら放置していたような場合であり、単に取締役会での決議に賛成したことや議論に参加したことはこれに当たらないという考え方を示しています。

また、本ガイドライン案では、基本的に全文開示が多く見られるわが国での調査報告書の公表の在り方についても、グローバルに事業展開をしている企業においては、米国のディスカバリー制度における訴訟対応への影響を踏まえることも重要と指摘し、ステークホルダーへの説明責任の要請と適切な訴訟対応の要請の比較衡量を検討すべきとしています。

Client Alert

さらに、本ガイドライン案では、子会社で不祥事が発生した場合の当該子会社と親会社との責任の構造を整理し、親会社の責任は、子会社管理の観点（子会社における対応等のモニタリングやその経営陣の責任追及等を適切に果たしているか等）から評価されるべきとし、子会社における不祥事発生に際して、親会社の経営陣自身が辞任等の形で責任を取ることまでを求められる風潮は、わが国の特殊なものであり、合理的とはいえないと指摘しています。

以上のとおり、本ガイドライン案は、欧米での実務やグローバルな観点も踏まえて、わが国の特殊とも思われる慣行について改めてその適否を問う、興味深い指摘を行っています。本ガイドライン案は、2017年12月から1年半にわたり合計16回開催された経済産業省CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）における議論をとりまとめたものであり、今後の危機管理実務に与える影響が注目されます。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com
アソシエイト 竹市 涼
☎ 03-5223-7795
✉ ryo.takeichi@mhmjapan.com

8. 一般民事・債権管理：元号改定に伴い企業に必要な対応について

2019年4月1日、元号法1項に基づき元号を改める政令（平成31年政令第143号）が公布され、2019年5月1日より、「令和」に元号が改められました。改元に伴う政府の対応としては、「新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議」（「本会議」）において、改元日前までに作成した文書について、改元日以降、「平成」（又は「平成」を意味する記号）の表示が残っていても有効であることが確認されています。また、本会議では、国民が各府省庁に申請等を行う場合において、改元日以降の年が「平成」と表示されていたとしても有効なものとして受け付けることが確認されています。

2019年4月1日から2019年5月1日までの1ヶ月間は「平成」の期間となりますが、国の予算の会計年度の名称は当該年度全体を通じて「令和元年度」とすることとされています。また、法務局は登記申請書等における元号の表記について、仮に異なる表記であっても申請を却下しないものの、2019年4月30日以前の日付を記載する場合には「平成 年」、2019年5月1日以降の日付を記載する場合には「令和1年」と記載することを求めています。

以上の政府の対応を参考とすると、改元日前までに作成された文書や契約書の「平成」の表記を修正しなくてもその効力や有効性に問題はなく、「平成」を用いて各府省庁に届出・申請等を行うこと、及び企業の年度表記を「令和元年度」と対応するとしても問題は無いと考えられますが、今後は2019年4月30日以前の日付を記載する場合には

Client Alert

「平成 年」2019年5月1日以降の日付を記載する場合には「令和1年(令和元年)」と記載することが通例になるものと思われます。

なお、本会議では法律及び政令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効であり、改元のみを理由とする改正は行わないとされています。改元以外の理由により改正を行う際に、当該法律又は政令のすべての規定について改元に伴う必要な改正が併せて行われることとなります。

パートナー 堀 天子
☎ 03-5220-1826
✉ takane.hori@mhmjapan.com
アソシエイト 南田 航太郎
☎ 03-5223-7758
✉ kotaro.minamida@mhmjapan.com

9. M&A : 経済産業省、日本企業による海外 M&A 実態調査報告書を公表

経済産業省は、2019年4月9日、日本企業による海外 M&A 実態調査報告書「海外 M&A と日本企業 ~ M&A の最前線に立つ国内外の企業の声からひもとく課題克服の可能性 ~」を公表しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190409003/20190409003.html>

同報告書は、経済産業省が2018年3月27日に公表した「我が国企業による海外 M&A 研究会報告書」及び「海外 M&A を経営に活用する9つの行動」を踏まえ、2018年夏より、M&A の最前線に立つ国内諸企業の「生の声」を集め、日本企業による海外 M&A の課題を整理したものです。

同報告書によれば、海外 M&A における日本企業の課題は、(i)グローバルで事業を行うに当たって直面する「グローバル経営力の不足」、(ii)「グローバル経営の制度・仕組みの未整備」、(iii)そして M&A を効果的に実現するための「M&A プロセス全体を意識した「型」作りの不備」の3つに整理されるとされています。

同報告書は、M&A 経験豊富な海外企業や外資系投資ファンドへのインタビュー、日本企業とのグループディスカッションを含むワークショップ等を通じて、海外 M&A における日本企業の課題をまとめたものであり、今後の海外 M&A 実務において参考になるものと思われます。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
アソシエイト 坂尻 健輔
☎ 03-6213-8108
✉ kensuke.sakajiri@mhmjapan.com

Client Alert

10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁、公開買付規制及び大量保有報告規制に係る「規制の事後評価」を公表

2019年5月7日、金融庁は公開買付規制及び大量保有報告規制に係る「規制の事後評価」を公表しました（「本公表」）。金融庁では、新たな法律又は政令の新設又は改廃を行う場合、実施に当たって想定される費用や便益といった影響を事前及び事後に分析しこれを公表しています。

公開買付規制については、いわゆる急速な買付規制における「5%超要件」を緩和して「適用除外買付け等」、すなわち義務的公開買付けの適用除外が認められる取引を算定対象から除外すること、大量保有規制については、提出事由の如何にかかわらず、株券等保有割合が5%以下である旨の記載がある変更報告書を提出した場合には、その後の変更報告書の提出義務が解除されることをそれぞれ内容とする見直しが2013年になされ、その際にかかる規制見直しの事前評価結果が分析・公表されましたが、本公表は、これから5年を経過したことを踏まえて、かかる規制見直しの事後評価を行ったものです。

本公表では、公開買付規制及び大量保有報告規制のいずれについても、事前評価時において想定した費用と便益の分析について想定との乖離は認められないとし、また、特に公開買付規制については、ヒアリング等において、グループ内での企業再編の際のスキーム選択における懸念事項が大幅に減った等といった回答が得られたとしています。いずれの規制についても特段の見直しは不要と結論付けられており、今後も暫くは現行の制度が維持されるものと思われま

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
アソシエイト 森田 理早
☎ 03-6213-8124
✉ risa.morita@mhmjapan.com

11. 税務：税務上の売買取引となる転リースに係る原リース料相当額の損金算入を認めた裁決例の公表

国税不服審判所は、転リース契約がある場合に原リース契約に係るリース料相当額の損金算入を認めた、平成30年8月23日裁決を公表しました。

当該事例において、納税者（法人）は、A社との間で原リース契約を締結し、さらに原リースに係るリース資産を対象とする転リース契約をB社との間で締結し、これらをいずれも賃貸借取引として処理していました。これに対して課税庁が、原リースは売買

Client Alert

取引として処理すべきであり、原リース料は損金算入されないことを理由に更正処分をしたため、納税者がその取消しを求めました。



本裁判例はまず、原リース及び転リースのいずれも売買取引として処理すべきと判断しました。そのうえで、転リースに関し、リース取引の賃貸人の収益及び費用について延払基準の方法が認められていること（法人税法 63 条）及びリース取引が行われた事業年度以降に、当該リース取引を売買取引として処理すべきことが明らかになった場合は、原則として収益及び費用を延払基準の方法により計算すべきとされていること（法人税基本通達 2-4-2）を指摘し、本件では転リースのあった事業年度以降に転リースを売買取引として処理すべきことが（本裁判例によって）明らかになったことから、転リースについて延払基準の方法によりその費用を計算すべきと判断し、原リース料相当額の損金算入を認め、更正処分を取り消しました。

本裁判例は、原リースが売買取引として処理される場合であっても、原リース料相当額が転リースに係る損金として処理されうることを示したものであり、実務上も参考になり得るものと考えられます。

パートナー 大石 篤史
 ☎ 03-5223-7767
 ✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
 アソシエイト 安部 慶彦
 ☎ 03-6213-8161
 ✉ yoshihiko.abe@mhmjapan.com

12. 中国・アジア（インド）: インドの非上場公開会社における株券の電子化

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は、2018 年 9 月 10 日付で The Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Third Amendment Rules, 2018 (「2018 年会社法(有価証券の目論見書及び割当て)第 3 改正規則」)を公開し、同年 10 月 2 日に発効しました。

従前、上場公開会社の株式については、The Companies Act, 2013 (2013 年会社法)において発行された全株式の電子化が要請されていましたが、2018 年会社法(有価証券の目論見書及び割当て)第 3 改正規則により、すべての非上場公開会社も、2018 年 10 月 2 日以降に株式を発行する場合、電子化が要請されることになりました。加えて、すべての非上場公開会社は、既存の全株式についても、電子化を促進すべきものとされています。

また、非上場公開会社の株式を保有する者は、2018 年 10 月 2 日以降株式を譲渡しようとする際には、譲渡前に譲渡株式を表章する株券をすべて電子化しなければ当該株式

Client Alert

を譲渡できないこととされ、2018年10月2日以降非上場公開会社から新たに発行される新株をさらに引き受ける際には、従前から有している当該会社の株式についても新株の引受け前までに電子化することを保証しなければならないこととされました。

上記のとおり、非上場公開会社の既存の株式については、あくまで電子化の促進のみが義務付けられており、文言上は、非上場公開会社の既存の株式の譲渡や新株引受けが想定されていない限り、電子化する期限は特に定められておりません。

かかる非上場公開会社における株券の電子化の促進義務に関する対策としては、公開会社を非公開会社化して株券ベースで譲渡又は引受けを行う方法、又は、電子化対応口座を開設する方法のいずれかを取ることが考えられます。

パートナー 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmjapan.com
アソシエイト 臼井 慶宜
☎ 06-6377-9405
✉ yoshinori.usui@mhmjapan.com

13. 新興国(ロシア): 近時の法改正による行政罰対象である贈賄行為の拡大

2019年1月8日、行政的法令違反法(“ Russian Code of Administrative Offences ”)において行政罰の対象となる贈賄行為の範囲を拡大するロシア連邦法第570-FZ号(「本改正法」)が施行されました。

本改正法の施行により、従来は、贈賄者が自己の利益のために行われる贈賄行為のみが行政罰の対象とされていたところ、その“ related legal entity ”の利益のために行われる贈賄行為についても行政罰の対象に含まれることとなりました。なお、本改正法に係る法案の説明用注記によれば、贈賄者の子会社(“ subsidiaries ”)及び関連会社(“ affiliates ”)は“ related legal entity ”に含まれ得るとされているものの、ロシア法上“ related legal entity ”の確立した定義は存在しておらず、その範囲が必ずしも明確になっていない点に留意が必要です。

また、本改正法においては、収賄者に対する直接の贈賄だけでなく、収賄者が指示する者に対して贈賄をする行為についても行政罰の対象に追加されており、贈賄行為の相手方の観点からも行政罰の対象となる範囲の拡大が図られています。

近時、ロシアでは本改正法に加え、贈賄者が 贈賄行為の行政調査及び捜査に対し協力した場合、並びに 収賄者から贈賄を強要されたと認められる場合には行政罰が免除される点等を規定したロシア連邦法第298-FZ号が2018年8月14日に施行される等、贈賄規制に関する法整備が進んでいることから、本改正法により適用範囲が拡大された

Client Alert

行政罰の運用を含め、今後のロシアにおける贈賄規制に関する動向には引き続き注視が必要です。

パートナー 土屋 智弘
☎ 03-5223-7740
✉ tomohiro.tsuchiya@mhmjapan.com

アソシエイト 大段 徹次
☎ 03-6213-8180
✉ tetsuji.odan@mhmjapan.com

アソシエイト 四宮 雄紀
☎ 03-5220-1884
✉ yuki.shimiya@mhmjapan.com

アソシエイト 湯浅 哲
☎ 03-6266-8554
✉ tetsu.yuasa@mhmjapan.com

14. 国際訴訟・仲裁：スペインを被申立て国とする投資仲裁の最新動向

スペインに対しては、複数の大手日系企業が投資仲裁を申し立てているところですが、同国を被申立て国とする投資仲裁について、最新動向をご紹介します。

投資仲裁 (ISDS : Investor State Dispute Settlement) とは、国家間で締結された条約 (投資協定や、EPA・FTA の投資章等) に基づく紛争解決制度です。例えば、A 国の投資家が B 国に投資したものの、B 国の政策変更等によって投資財産の価値を毀損され、損害を被った場合に、A 国・B 国間で投資協定等が締結されていれば、A 国の投資家は B 国の司法制度に頼ることなく、国際仲裁によって紛争の解決を図ることができます。投資家に対する具体的な保護内容は条約ごとに異なりますが、通常、投資受入れ国は相手国の投資家に対し、「最恵国待遇・内国民待遇」「公正・衡平待遇」「収用の制限と適切な補償」「契約内容等の遵守」を保障する義務を負うと定められています。

スペインは、2013 年から 2014 年にかけて、再生エネルギー分野 (特に太陽光及び風力発電事業) の投資家に対する補助金制度を根本的に見直したため、不利益を受けた多くの外国投資家から “公正衡平待遇” 保障義務違反であるとして、投資協定等に基づく仲裁を申し立てられています。なお、これらの投資仲裁は、スペインと投資家出身国との二国間条約のみならず、多国間条約であるエネルギー憲章条約 (ECT : 日本でも 2002 年に発効しています。) に基づく申立ても多くなっています。

スペインは、申し立てられた多くの投資仲裁のうち、最初の 2 件については有利な判断 (投資家の損害賠償請求を否定するもの) を得ましたが、その後は投資家側がすべて勝利しております。

もっとも、2018 年 11 月 30 日に公開された *RREEF Infrastructure (G.P.) Limited and RREEF Pan-European Infrastructure Two Lux S.à r.l. v. Kingdom of Spain* (ICSID Case

Client Alert

No. ARB/13/30 (「RREEF」) その他 2 件に関する仲裁廷の決定 (仲裁判断) では、新たな判断枠組みが採用されています。これまでの一連の仲裁判断においては、“補助金制度に変更がなかった場合に投資家が得られたであろう利益”を基準として損害額が算定されていたのに対し、RREEFに関する仲裁判断は、“補助金制度が条約違反にならない限度で変更されたと仮定した場合に投資家が得られたであろう利益”に基づき損害額を算定しているため、申立て投資家に認められる損害額は従前の事案よりも低くなることが見込まれます。RREEF に続く複数の投資仲裁 (NextEra Energy や Cube Infrastructure 事件等) においても同様の判断枠組みが採用されていると考えられますが、これらの判断はまだ公開されていません。

投資仲裁は、上記のとおり国家間合意に基づく紛争解決制度であるため、被申立て国は仲裁判断を任意に履行する (賠償金を支払う。) 場合が多いとされていますが、スペインは現時点でいずれの仲裁判断も履行しておらず、今後法的な対抗措置 (仲裁判断取消しの申立て、又は執行拒否の申立て等) をとるのではないかと考えられています。もっとも、仲裁判断の取消し事由や執行拒否事由は極めて限定されていることから、多くの仲裁判断はいずれかの時点で (任意の支払い又は強制執行によって) 実現されると考えられます。

また、上記のとおり、日本も ECT の締約国であるところ、複数の大手日系企業がスペインに対し同条約に基づく投資仲裁を申し立てており、うち 3 件については既にヒアリングが行われていることから、今後の進展が注目されています。

パートナー 関戸 麦

☎ 03-5223-7759

✉ muji.sekido@mhmjapan.com

外国弁護士 ダニエル・アレン

☎ 03-6266-8527

✉ daniel.allen@mhmjapan.com

アソシエイト 武田 彩香

☎ 03-6266-8760

✉ ayaka.takeda@mhmjapan.com

Client Alert

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『外国籍 PE ファンド投資におけるリーガルチェックの重要ポイント』
 開催日時 2019年5月13日(月) 13:30～16:30
 講師 熊谷 真和
 主催 株式会社セミナーインフォ
- セミナー 『インバウンド不動産流動化取引の実務～最新の法改正・取引実務を踏まえて解説～』
 開催日時 2019年5月13日(月) 13:30～16:30
 講師 蓮本 哲
 主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー 『マンションの仕入税額控除に関する消費税訴訟の動向』
 開催日時 2019年5月14日(火) 13:20～15:50
 講師 大石 篤史
 主催 株式会社日本ナレッジセンター
- セミナー 『第3922回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～発電所プロジェクトの最新実務動向や法改正の影響も踏まえて～」』
 開催日時 2019年5月15日(水) 13:30～16:30
 講師 末廣 裕亮
 主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『【第3の防衛線(内部監査部門)向け】「AML/CFT オーディター(アンチマネロン・オーディター)」(東京)』
 開催日時 2019年5月16日(木) 10:00～17:30
 講師 小田 大輔
 主催 一般社団法人 金融財政事情研究会
- セミナー 『2019年度独占禁止法基礎講座』
 開催日時 2019年5月17日(金) 9:30～16:30(大阪)
 2019年5月24日(金) 9:30～16:30(東京)
 講師 宇都宮 秀樹
 主催 公益財団法人 公正取引協会

Client Alert

- セミナー 『担当者のためのリーガルチェックのポイントとコンプライアンスの基礎』

開催日時 2019年5月20日(月) 10:30～16:30
2019年5月21日(火) 10:00～16:00

講師 吉田 和央

主催 株式会社 CMC

- セミナー 『EPC 契約・建設請負契約の理論と実務～国内プロジェクトファイナンス案件を念頭に、基礎から契約交渉・管理、民法改正による影響まで実践的に解説～』

開催日時 2019年5月24日(金) 13:30～16:30

講師 村上 祐亮

主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『戦略的観点から選択されるコーポレート・ファイナンス最新実務
新株予約権・CBによる第三者割当型ファイナンス、新型ライツ
オフリングをはじめ最新手法を徹底検証 』

開催日時 2019年5月28日(火) 14:00～17:00

講師 根本 敏光

主催 株式会社プロネクサス

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『FinTech 世界年鑑 2019-2020』(2019年4月刊)

出版社 株式会社 日経 BP

著者 増島 雅和、堀 天子、石川 貴教、宮田 俊、飯島 隆博(共著)

- 本 『講座 現代の契約法 各論 2』(2019年5月刊)

出版社 株式会社 青林書院

著者 内田 貴(編集代表)、齋藤 浩貴、松井 秀樹、岡田 淳、平田 憲人(共著)

- 論文 「TOPIX100 構成銘柄企業のコーポレートガバナンス・コード対応の傾向 - 2019年1月末時点開示内容をもとに - 」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2194

著者 澤口 実、飯島 隆博、香川 絢奈、齋藤 悠輝

Client Alert

- 論文 「改訂 CG コードに基づく開示 政策保有株式」
掲載誌 資料版商事法務 419号
著者 内田 修平、白岩 直樹

- 論文 「改訂 CG コードに基づく開示 後継者計画、CEO の選解任」
掲載誌 資料版商事法務 420号
著者 石井 裕介、香川 絢奈（共著）

- 論文 「機関投資家の議決権行使方針及び結果の分析 上」
掲載誌 資料版商事法務 420号
著者 澤口 実、飯島 隆博、南田 航太郎、片野 泰世、山岡 孝太

- 論文 「実務担当者のための欧州データコンプライアンス GDPR から
e プライバシー規則まで」
掲載誌 別冊 NBL No.168
著者 岡田 淳、田中 浩之（編著）
高宮 雄介、森田 茉莉子、根橋 弘之、平田 憲人、二神 拓也、
堀 裕太郎、松本 亮孝（著）

- 論文 「データ利活用のための政策と戦略 より良きデータ利活用社会
のために」
掲載誌 別冊 NBL No.170
著者 岡田 淳（共著）

- 論文 「一時的蓄積と複製権 [スターデジオ事件]」
掲載誌 別冊ジュリスト 著作権判例百選 [第6版] No.242
著者 齋藤 浩貴

- 論文 「中間試案からどこが変わった？「会社法制（企業統治等関係）の
見直しに関する要綱」のポイント」
掲載誌 企業会計 2019年5月号
著者 石井 裕介、香川 絢奈（共著）

- 論文 「【徹底解説】不動産クラウドファンディング・貸付型クラウドファ
ンディング に関する新ルールのポイント」
掲載誌 The Finance
著者 末廣 裕亮

Client Alert

- 論文 「欧州連合と日本との安全な個人データの相互移転に関する枠組み（充分性認定）について」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.4
著者 岡田 淳
- 論文 「2019年定時株主総会における議長・役員の留意事項」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.5
著者 松井 秀樹
- 論文 「民法（債権法）改正を踏まえた契約ひな形の見直し「売買取引基本契約」」
掲載誌 Business Law Journal 2019年5月号
著者 青山 大樹、岡成 明希子
- 論文 「<Robotics 法律相談室第45回>改正不正競争防止法により保護される「限定提供データ」とは何か」
掲載誌 日経 Robotics 2019年5月号
著者 岡田 淳
- 論文 「入管法改正とこれからの外国人雇用の留意点 特定技能資格を中心として」
掲載誌 労務事情 No.1382
著者 荒井 太一、南谷 健太（共著）
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Data Protection & Cyber Security 2019 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Data Protection & Cyber Security 2019
著者 小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2019 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2019 9th Edition
著者 大野 志保、金丸 祐子（共著）

Client Alert

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- The 10th Edition of Best Lawyers in Japanにて高い評価を得ました
Best Lawyers (ベスト・ロイヤー)による、The 10th Edition of Best Lawyers in Japanに当事務所の弁護士 83名が選ばれました。

また、下記2分野が「Law Firm of the Year」に選ばれました。

- Banking and Finance Law
- Real Estate Law

下記3名の弁護士が「Lawyers of the Year」に選ばれました。

齋藤 浩貴 : Information Technology Law

射手矢 好雄 : International Business Transactions Tokyo

佐藤 正謙 : Structured Finance Law

- Antitrust / Competition Law
伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人
- Arbitration and Mediation
上村 哲史
- Asset Finance Law
村上 祐亮
- Banking and Finance Law
石黒 徹、桑原 聡子、佐藤 正謙、松井 秀樹、丸茂 彰、小澤 絵里子、小林 卓泰、青山 大樹、江平 享
- Capital Markets Law
石黒 徹、安部 健介、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、江平 享、根本 敏光
- Corporate and M&A Law
米 正剛、射手矢 好雄、河井 聡、菊地 伸、桑原 聡子、藤田 浩、松井 秀樹、藤原 総一郎、棚橋 元、石本 茂彦、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、小松 岳志、戸嶋 浩二、紀平 貴之、高谷 知佐子、小島 義博、篠原 倫太郎、江平 享、内田 修平、塩田 尚也、関口 健一
- Corporate Governance & Compliance Practice
石黒 徹、松井 秀樹、澤口 実、石井 裕介、山内 洋嗣
- Criminal Defense
池田 綾子、奥田 洋一、柴田 勝之
- Derivatives
佐藤 正謙、小澤 絵里子

Client Alert

- Energy Law
小林 卓泰
- Financial Institution Regulatory Law
石黒 徹、松井 秀樹、小田 大輔、江平 享、堀 天子
- Information Technology Law
齋藤 浩貴、丸茂 彰、飯田 耕一郎
- Insolvency and Reorganization Law
藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太
- Insurance Law
増島 雅和
- Intellectual Property Law
飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、小野寺 良文、上村 哲史、岡田 淳
- International Business Transactions
射手矢 好雄、江口 拓哉、松村 祐土、武川 丈士、土屋 智弘
- Investment and Investment Funds
竹野 康造、三浦 健、下瀬 伸彦、大西 信治
- Labor and Employment Law
高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一
- Litigation
山岸 良太、奥田 洋一、金丸 和弘、松井 秀樹、藤原 総一郎、宮谷 隆
柴田 勝之、荒井 正児、信國 篤慶、眞鍋 佳奈、小島 冬樹
- Media and Entertainment Law
齋藤 浩貴、山元 裕子、横山 経通、上村 哲史
- Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law
竹野 康造、三浦 健、藤原 総一郎、棚橋 元、石綿 学
- Product Liability Litigation
関戸 麦
- Project Finance and Development Practice
岡谷 茂樹
- Real Estate Law
佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、武川 丈士、石川 直樹、青山 大樹
- Structured Finance Law
佐藤 正謙、諏訪 昇、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈士、青山 大樹
- Tax Law
増田 晋、大石 篤史、酒井 真、小山 浩

Client Alert

・ Telecommunications Law

山元 裕子、林 浩美

・ Trade Law

江口 拓哉

➤ **IJGlobal Awards 2018**にて当事務所がボロワーカウンセルとして関与した案件が受賞しました

IJGlobal(Euromoney Institutional Investor plc)が主催するIJGlobal Awards 2018にて、当事務所がボロワーカウンセルとして関与した案件が以下の部門で受賞しました。

Onshore Wind Deal of the Year

Dohoku Wind Complex

・ 石川 直樹

・ 末廣 裕亮

➤ **国際仲裁を専門とする Daniel Allen 弁護士が入所しました**

当事務所は、Daniel Allen 弁護士を迎えました。

Allen 弁護士は、米国の弁護士資格を有しており、国際仲裁については特に深い知見と豊富な経験を有しています。同弁護士は、2010年にスタンフォード・ロー・スクールを修了し、その後1年間、双日米国会社法務部に勤務しました。2011年には、ニューヨーク市のCravath, Swaine & Mooreにて執務を開始し、そこで知的財産案件を中心に、米国裁判所における訴訟と陪審審理を多数手掛けました。2014年に活動の地を東京に移し、Freshfields Bruckhaus Deringerの国際仲裁チームに加入しました。同弁護士は、2017年、2018年と連続して、The Legal 500において、Next Generation Lawyer for dispute resolution in Tokyo（東京において次世代を担う弁護士（紛争解決分野））に選ばれました。

実務経験豊かなAllen 弁護士は、日本のクライアントと、他のアジア諸国のクライアントを代理して、係争金額が多額の国際仲裁手続を中心に、様々な国際紛争案件に従事しました。その中には、国家間の投資協定に基づき様々な国家を相手に提起された仲裁手続において、投資家の代理人を務めた経験も、また、国家の代理人を務めた経験もあります。特に、日本の大手再生可能エネルギー会社を代理して、スペイン王国に対して、世界銀行の投資紛争解決国際センター（ICSID）に提起したエネルギー憲章条約に基づく請求事件においては、主導的役割を果たしました。

Client Alert

Allen 弁護士の入所により、当事務所は、国際紛争部門をより一層強化するとともに、国際仲裁手続をはじめその他の国際的紛争解決手続においても、クライアントの皆様のために、さらに充実したリーガルサービスを提供できるように、努めてまいります。

- 眞木 純平 弁護士が入所しました
- 松本 啓裕 弁護士が入所しました
- 渡部 彩 弁理士が入所しました
- 小島 冬樹 弁護士が東京大学法学部 非常勤講師に就任しました
- 石綿 学 弁護士が東京大学大学院法学政治学研究科客員教授に就任しました
- 佐藤 正謙 弁護士が東京大学大学院法学政治学研究科教授に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com